

申請期限：休業終了日を含めて90日以内にNCCU必着

FAX不可

切り取らずコピーして使ってください

休業

NCCU休業見舞金給付申請書④ [2025]

送り先

〒105-0014
東京都港区芝2-20-12
友愛会館13F
NCCU共済 宛

必ずお読みください。

- ◆原則、申請者本人がご記入ください。
- ◆鉛筆・消せるペンでのご記入は受け付けられません。
- ◆原則、毎月15日までに到着した申請は当月末に、毎月月末までに到着した申請は翌月15日にご指定の口座にお振り込みします。但し、UAセンセンからも見舞金が給付される場合は、お振込みまでに1~2ヶ月程度かかります。
- ◆振込先の相違で振込処理ができなかった場合、2度目の振込時の送金手数料を給付支払金額より差し引かせていただきます。
※お振込みのご連絡は差し上げていません。ご記帳などでご確認ください。



記入例

◆必要書類と一緒に郵送してください。
(28ページ・30ページを参考にしてください)
※太枠内のみご記入ください。

下記のチェック項目を確認したら、✓をしてください。(受給資格と時効の確認)

休業開始日を含めて過去31日以内に組合費を納めていますか？(個人組合員の方は加入日から91日以上経過していますか？)	<input type="checkbox"/>	申請書類は、休業終了日を含めて90日以内にNCCUに到着しますか？	<input type="checkbox"/>	左ページに記載の必要書類を添付しましたか？	<input type="checkbox"/>
------------------------------------------------------------	--------------------------	-----------------------------------	--------------------------	-----------------------	--------------------------

組合員	フリガナ				記入日	西暦	年	月	日
	お名前				組合員番号	0	0	0	0
	生年月日	西暦	年	月	日 (歳)	会社名 (法人名)			
	自宅住所	〒 -			勤務先 (事業所名)				
		日中連絡がとれる電話番号 ()			勤務先TEL	勤務先への連絡不要のときは、記入不要です。			

休業期間	添付の会社発行の休業証明書のとおり	
傷病名	添付の診断書等のとおり	
傷病原因	(該当に✓) <input type="checkbox"/> 私傷病 <input type="checkbox"/> 業務上※ <input type="checkbox"/> 通勤途上	※傷病原因が業務上の場合、 「労働者死傷病報告」のコピー提出が必要になります
労災申請 (どちらかに✓)	<input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している

(注) 下記は必ず記入するか、通帳等のコピーを添付してください

振込口座 (組合員本人)	<input type="checkbox"/> 下記に振込口座を記入します	<input type="checkbox"/> 振込口座の記入に代えて、通帳等のコピーを添付します
	銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農協	本店 支店 出張所
	金融機関番号	店舗番号
	1.普通 2.その他 ()	口座番号 (右づめでご記入ください)

ゆうちょ口座の記載方法はP19を参照してください。 ●私は、個人情報の取り扱いについてホームページ(<https://www.nccu.gr.jp>)記載の内容に同意いたします。

NCCU 記入欄	到着日	チェック内容			給付金額		振込日	責任者
		組合費納入	添付書類	振込確認	①	円		
					②	円		
		受付No.			会長	備考		

NCCU共済ってなに？

組合員なら誰でも受け取れる
祝い金&見舞金

加入で安心。充実の保障
任意加入共済

一人で悩まないで...
相談窓口があります

組合員価格でお得に
レジャー・旅行・お買い物・融資

休業見舞金

組合員がケガや病気で休業したときは、NCCUとUAゼンセンから「休業見舞金」が給付されます。

※UAゼンセンからの給付金は変更になる場合があります。

申請にあたって

右の申請書のコピーに必要事項を記入し、下記の必要書類のコピーと一緒に申請期限内にNCCUへ郵送してください。

※必要書類は返却できません。

申請書

申請期限の起算日

休業が終了した日

申請期限

起算日を含め**90日以内**にNCCU必着です。

連続30日以上 の休業	30,000円	(NCCU 15,000円+UAゼンセン 15,000円)
連続60日以上 の休業	45,000円	(NCCU 30,000円+UAゼンセン 15,000円)
連続90日以上 の休業	60,000円	(NCCU 45,000円+UAゼンセン 15,000円)

組合員が30日以上休業した



※個人組合員等については、加入日から90日以内の「病気による休業見舞金」は給付できません。(12ページ「運営規程その4 第5条」)

必要書類

次の①と②の書類。業務災害による休業の場合は③を追加
P30も参考にしてください

①医師による傷病の事実を証明する書類 次のどれか1つ(コピー)

- ・医師の診断書
- ・傷病手当金支給申請書(医師の証明があるもの)
- ・休業補償給付支給請求書(業務中:様式第8号)
- ・休業給付支給請求書(通勤中:様式第16号の6)

②休業証明書の**原本** 会社による証明書。会社への発行依頼は、休業終了後または連続休業が90日を超えてから行ってください。

③「労働者死傷病報告書(様式第23号)」の**コピー** 業務災害による休業の場合には①、②に加えて提出してください。

Q&A

Q 2年前に休業して見舞金を受け取りました。また同じ病気で休業したのですが、見舞金は支給されますか？

A **△ 給付はされません。** 同じ傷病での休業は、5年間に1度の見舞金給付となっていますので、今回の休業は対象外となります。ただし、前回給付された休業見舞金よりNCCUからの給付金額が上回る場合は、差額分が給付されます。

例

30日の休業で給付を受けた
・NCCUから 15,000円
・UAゼンセンから 15,000円
計 30,000円給付

5年未満経過

同じ傷病で30日の休業
前回NCCUから 15,000円
今回NCCUから 15,000円
差額0円⇒給付なし

同じ傷病で60日の休業
前回NCCUから 15,000円
今回NCCUから 30,000円
差額 15,000円給付

同じ傷病で90日の休業
前回NCCUから 15,000円
今回NCCUから 45,000円
差額 30,000円給付

Q 診断書に「2ヶ月間の自宅療養を要す」と記載されています。この診断書は休業期間の証明になりますか？

A **× 証明とはなりません。** 休業期間については、勤務先が発行した休業証明書に記載された休業期間で確認しますので、勤務先に休業証明書を発行してもらってください。

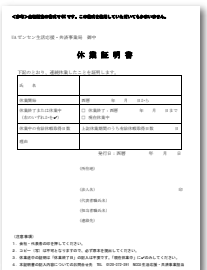
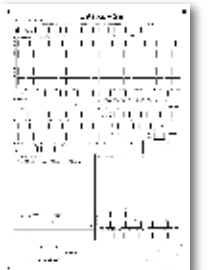



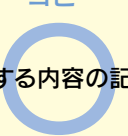


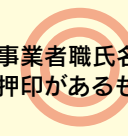



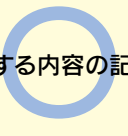

Q 「労働者死傷病報告書」「休業補償給付支給請求書」「休業給付支給請求書」とは、どのようなものですか？

A 法人(会社)が労働基準監督署へ提出する**労働災害の申請書類**です。事業者よりその書類のコピーを受け取って申請してください。

※給付金の申請について不明なときは、NCCU生活応援・共済事業担当までお問い合わせください。

共済専用 ☎ **0120-372-931** (平日9:30~17:00)

(P28) 休業見舞金 必要書類 早見表

記号の説明	休業証明書	労働者死傷病報告書	診断書		左の書類以外に、「診断書」のかわりになる書類
	(原本) ※1 会社発行のもの、またはP31参照	「労災様式第23号」 (コピー) ※3	(保険会社用・コピー) ※2 医療機関から発行されるもの	(コピー) ※2 医療機関から発行されるもの	
<p>必ず提出</p> <p>どれか1枚を提出すればOK</p> <p>— 提出不要</p>	<p>休業した期間を確認します</p> 	<p>業務災害の届出を確認します</p> 	<p>休業に至った疾病を確認します</p> 	<p>休業に至った疾病を確認します</p> 	<p>休業に至った疾病を確認します</p>
<p>1. 組合員が私傷病で休業したとき</p>	<p>原本</p> 	<p>—</p>	<p>コピー</p>  <p>休業を要する内容の記載が必要</p>		<p>傷病手当金支給申請書</p> <p>(コピー)</p> <p>○ 医師の証明があるもの</p> 
			<p>上記2枚のうち、どちらか1枚を提出</p>		
<p>2. 組合員が業務災害で休業したとき</p>	<p>原本</p> 	<p>コピー</p>  <p>事業者職氏名と押印があるもの</p> <p>※3「労災様式第23号」は法人(会社)が労働基準監督署へ提出する書類です。法人(会社)からコピーを受け取ってください。</p>	<p>コピー</p>  <p>休業を要する内容の記載が必要</p>		<p>休業補償給付支給請求書</p> <p>「労災様式第8号」(コピー) ※4</p> <p>○ 事業主と医師の証明が併記されたページ。法人からコピーを受け取ってください。</p> 
			<p>上記2枚のうち、どちらか1枚を提出</p>		
<p>3. 組合員が通勤災害で休業したとき</p>	<p>原本</p> 	<p>—</p>	<p>コピー</p>  <p>休業を要する内容の記載が必要</p>		<p>休業給付支給請求書</p> <p>「労災様式第16号の6」(コピー) ※4</p> <p>○ 事業主と医師の証明が併記されたページ。法人からコピーを受け取ってください。</p> 
			<p>上記2枚のうち、どちらか1枚を提出</p>		

※1「休業証明書」は、各法人(会社)ごとに所定の書式がある場合がありますが、証明内容が網羅されていれば法人(会社)の書式でかまいません。

※2「診断書」は医療機関により書式が異なりますが、「休業するに至った疾病」を証明するものであれば医療機関の書式でかまいません。

※3「労災様式第23号」は法人(会社)が労働基準監督署へ提出する書類です。法人(会社)からコピーを受け取ってください。

※4「労災様式第8号」「労災様式第16号の6」は、医療機関による証明の後、法人(会社)が労働基準監督署へ提出する書類ですので、法人(会社)からコピーを受け取ってください。

ご不明な点がありましたら、お気軽にお電話ください。 共済専用 ☎ 0120-372-931 (平日9:30~17:00)

参考 会社所定の書式で構いません。あるいはこの書式を使用いただいても結構です。
※証明書は発行担当がすべて記入してください

UA ゼンセン生活応援事務局 御中

休業証明書

氏名	
休業開始	西暦 年 月 日から
休業終了または休業中 (右の①、②いずれかに✓)	① <input type="checkbox"/> 休業終了：西暦 年 月 日まで ----- ② <input type="checkbox"/> 現在休業中
休業中の有給休暇取得日数	上記休業期間のうち有給休暇取得日数 日
理由	

上記のとおり、連続休業したことを証明します。

発行日：西暦 年 月 日

(所在地)

(会社名・法人名)

(証明者職氏名)

(担当者職氏名)

(連絡先)

公印

(注意事項)

1. 会社（法人）の代表者、人事部長、支店長、施設長、管理者など申請者の勤怠を管理している部署（担当者）が発行する公印が押されたものに限る。
2. コピー（写）は不可となりますので、必ず原本を提出してください。
3. 休業途中の証明は「①休業終了日」の記入は不要です。「②現在休業中」のみに✓してください。現在休業中の証明期間は休業開始から発行日までの期間になります。
4. 本証明書の記入内容についてのお問合せ先

☎0120-372-931 日本介護クラフトユニオン 生活応援・共済事業担当